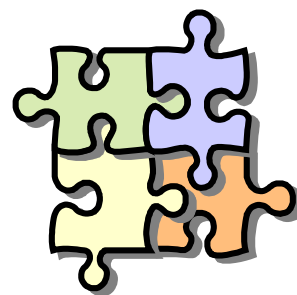


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

# 第12回会議資料(その3)

日時：平成15年10月24日(金)午後1時30分から

場所：石鎚山ハイウェイオアシス館 3階大ホール



協議第 6 号（継続協議）

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

<p>新市の事務所の位置について</p> <p>新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする。 新市の事務所の事務の方式は、当分の間、総合支所方式とする。 新庁舎の建設は新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けることの出来る 1 0 年以内に建設する。 新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4 市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。</p>
--

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	新市の事務所の位置	細項目	
調整方針	<p>新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする。</p> <p>新市の事務所の事務の方式は、当分の間、総合支所方式とする。</p> <p>新庁舎の建設は新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けることの出来る10年以内に建設する。</p> <p>新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。</p>		
	新市の事務所の位置関係法令等		新市の事務所の位置先例地の例
	<p><b>新市の事務所の位置の取扱い</b></p> <p>地方自治法第4条第1項で「市町村の事務所の位置は、条例で定める。」こととされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議しておく必要があります。</p> <p><b>新市の事務所の位置関係法令</b></p> <p>地方自治法 (地方公共団体の事務所の設定又は変更)</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。</p> <p>3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>(支庁・地方事務所・支所等の設置)</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所及び出張所を設けることができる。</p> <p>2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域にこれを準用する。</p>		<p><b>【宇摩合併協議会】</b></p> <p>新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の伊予三島市役所とする。</p> <p>新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に国道11号バイパス及び県道三島川之江港線並びに市道中村山田井線・本郷平木線の沿線地域に適地を求めて建設するものとする。</p> <p><b>【南宇和合併協議会】</b></p> <p>新町の事務所の位置は、合併当初は城辺町甲2420番地とする。他のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする</p> <p>新たに建設する庁舎については、合併後4年以内に5町村からの交通の事情等に考慮し、住民の利用に最も便利な位置を選定したうえで建設・竣工するものとする。</p> <p><b>【東宇和・三瓶町合併協議会】</b></p> <p>新市の事務所の位置は、東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地とする。</p> <p>ただし、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に、交通の事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町内に新しい事務所を建設する。</p> <p><b>【東かがわ合併協議会】</b></p> <p>事務所の位置は、白鳥町湊字水入1847番地1(白鳥町役場)とする。</p> <p>ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊または白鳥地内とする。</p> <p><b>【佐野市・田沼町・葛生町合併協議会】</b></p> <p>新市の事務所の位置については、当分の間、現在の佐野市役所の位置とする。庁舎は、本庁舎及び田沼庁舎、葛生庁舎を置くものとする。</p> <p>将来の新市の事務所の位置については、新市の成立後、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性などにも十分配慮し、検討するものとする。</p>

協議第7号（継続協議）

新市建設計画の策定について

新市建設計画の策定について、別添のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎